

お知らせ

減免申請による減免の適用及び高齢者団体登録、中学生以下団体登録による使用料金半額の適用については、**施設使用時に要綱等の条件を満たす場合適用**となりますのでご了承下さい。

■ 使用料金の減免の適用について

施設使用時に金沢市体育施設等使用料減免取扱要綱に記載されている次の条件を満たす場合適用されます。条件を満たさない場合は通常料金となります。（事前に使用料を納付済みの場合、通常料金との差額を頂くこととなります。）

本市の区域内に住所を有する65歳以上の者又は障害者が構成員の半数以上を占める団体が使用する場合（高校生以下の者のみでテニスコートを使用する場合を除く。）

- ※ 事前に減免申請書による申請が必要です。
- ※ 施設使用にあたって、体育館では10名以上、テニスコートでは1面4名以上、その他の施設では10名以上のメンバーが必要です。

■ 高齢者団体登録、中学生以下団体登録による使用料金半額適用について

施設使用時に次の条件をすべて満たす場合適用されます。条件を満たさない場合は通常料金となります。（事前に使用料を納付済みの場合、通常料金との差額を頂くこととなります。）

<高齢者団体> ※すべての施設が対象

- ・スポーツの練習又は活動を行っていること。
- ・営利を目的としていないこと。
- ・競技大会その他これに類するイベント等でないこと。
- ・金沢市在住の65歳以上の構成員が半数以上を占めること。
- ・構成員が10名以上であること。ただし、テニス利用の団体にあっては、1面4名以上であること。

<中学生以下団体> ※体育館利用のみ対象

- ・スポーツの練習又は活動を行っていること。
- ・営利を目的としていないこと。
- ・競技大会その他これに類するイベント等でないこと。
- ・構成員（指導者（監督、コーチ等）を除く。）が、すべて中学生以下であること。
- ・構成員が10名以上であること。

- ※ 事前に登録が必要です。（登録は、登録した年度内に限り有効です。）